

○国土交通省令第八十八号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の一部及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百九十二号）の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三十七条第二項及び第三項、第三十八条、第三十九条、第五十五条第二項及び第三項、第五十六条並びに第五十七条並びに物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）第九条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年八月二十九日

国土交通大臣 中野 洋昌

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第百号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（総合効率化計画の変更の認定）</p> <p>第三条 前二条の規定は、法第七条第一項の規定による変更の認定の申請があつた場合について準用する。</p> <p>（荷待ち時間）</p> <p>第五条 法第三十条第四号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第六十一条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力に関する届出）</p> <p>第七条 法第三十七条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第一による届出書を提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。</p> <p>第八条 法第三十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、輸送能力（次年度以降における輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第五条第二項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに輸送能力）とする。</p> <p>（特定貨物自動車運送事業者等に係る指定の取消しの申出）</p> <p>第九条 法第三十七条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書を提出しなければならない。</p>	<p>（総合効率化計画の変更の認定）</p> <p>第三条 前二条の規定は、法第七条第一項の変更の認定の申請があつた場合について準用する。</p> <p>（荷待ち時間）</p> <p>第五条 法第三十条第四号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(中長期的な計画の提出)

第十条 法第三十八条の規定による中長期的な計画（次項において「計画」という。）の提出は、毎年度七月末日までに、様式第三による計画書（次項において「計画書」という。）により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、計画の内容が前年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日の属する年度の初日から起算して五年を超えない範囲内で特定貨物自動車運送事業者等（法第三十七条第二項に規定する特定貨物自動車運送事業者等をいう。）が計画において定める期間の終期の属する年度の翌年度の七月末日までに、計画書を提出すれば足りる。

(定期の報告)

第十一条 法第三十九条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第四による報告書を提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

第十二条 法第三十九条の国土交通省令で定める事項は、前年度における法第三十五条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置の実施状況とする。

(特定倉庫業者の指定に係る保管量の算定方法)

第十三条 令第九条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 実測

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 対象貨物（令第九条第二項に規定する「対象貨物」をいう。以下同じ。）の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の当該対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法
- 三 対象貨物に係る寄託契約において重量が定められている場合にあつては、当該重量（令第九条第一項の当該年度の前年度における入庫に係るものに限る。）を入庫ごとに区分する方法
- 四 貨物の特性その他の事情により前三号に掲げる方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合にあつては、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

（特定倉庫業者の指定に係る保管量に関する届出）

**第十四条** 法第五十五条第二項の規定による届出は、毎年度五月末日までに、様式第五による届出書を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

（新設）

**第十五条** 法第五十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、対象貨物の合計の重量の状況（次年度以降における対象貨物の合計の重量が令第九条第三項の数値以上にならないことが明らかである場合にあつては、その旨及びその理由並びに対象貨物の合計の重量の状況）とす

（新設）

（特定倉庫業者に係る指定の取消しの申出）

**第十六条** 法第五十五条第三項の規定による申出は、様式第六による申出書を提出してしなければならない。

（新設）

（中長期的な計画の提出）

**第十七条** 法第五十六条の規定による中長期的な計画（次項において「計画」という。）の提出は、毎年度七月末日までに、様式第七による

（新設）

計画書（次項において「計画書」という。）により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、計画の内容が前年度から変更がないときは、計画を最後に提出した日の属する年度の初日から起算して五年を超えない範囲内で特定倉庫業者（法第五十五条第二項に規定する特定倉庫業者をいう。）が計画において定める期間の終期の属する年度の翌年度の七月末日までに、計画書を提出すれば足りる。

（定期の報告）

第十八条 法第五十七条の規定による報告は、毎年度七月末日までに、様式第八による報告書を提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出してすることが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。

（新設）

第十九条 法第五十七条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 法第五十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況その他の運転者の荷待ち時間等（法第三十条第三号に規定する荷待ち時間等をいう。次号において同じ。）の短縮を図るための措置の実施状況
- 二 荷待ち時間等の状況

（書類の提出）

第二十条 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき書類は、提出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を経由して提出するものとする。

（新設）

(国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令の一部改正)

第二条 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令(令和三年国土交通省令第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一条 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p> <p>一 六十九 (略)</p> <p>七十 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)</p> <p>一 第四十一条第三項及び第五十九条第三項</p> <p>七十一 八十五 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一条 次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に国の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</p> <p>一 六十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七十 八十四 (略)</p>

(貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正)

第三条 貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（令和七年国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(運転者の荷待ち時間の短縮)</p> <p>第二条 倉庫業者は、次に掲げる取組を行うことにより、<u>法第五十二条</u> <u>第一項第一号及び第二号</u>に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(運転者の荷役等時間の短縮)</p> <p>第三条 貨物自動車関連事業者は、次に掲げる取組を行うことにより、<u>法第五十二条</u> <u>第一項第三号</u>に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一・四 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(運転者の荷待ち時間の短縮)</p> <p>第二条 倉庫業者は、次に掲げる取組を行うことにより、<u>法第四十一条</u> <u>第一項第一号及び第二号</u>に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(運転者の荷役等時間の短縮)</p> <p>第三条 貨物自動車関連事業者は、次に掲げる取組を行うことにより、<u>法第四十一条</u> <u>第一項第三号</u>に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる取組によらないことが同号に掲げる措置として有効であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一・四 (略)</p>

様式第 1 (第 7 条関係)

輸送能力届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第 3 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称		
主たる事務所の所在地	〒	
輸送能力 ( 年度)	<input type="checkbox"/> 150 台以上	台
備 考		

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 2 輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第 5 条第 2 項で定める数値以上である場合には、輸送能力の欄にチェックを記入すること。また、指定を受ける場合には、可能であれば具体的な台数を記載すること。
  - 3 次年度以降において、輸送能力が令第 5 条第 2 項で定める数値以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

特定貨物自動車運送事業者等指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所  
 法人名  
 法人番号  
 代表者の役職名  
 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第37条第3項の規定に基づき、特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定貨物自動車運送事業者等の概要等

特定貨物自動車運送事業者等の概要	特定貨物自動車運送事業者等番号	
	事業者の名称	
	主たる事務所の所在地	〒
	輸送能力 ( 年度)	
指定の取消しを申し出る理由		
備考		

## 2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
  - 3 特定貨物自動車運送事業者等の指定の取消しを申し出る場合には、輸送能力の欄に、最近の1年度における輸送能力を記入すること。
  - 4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、貨物の輸送能力が物資の流通の効率化に関する法律施行令第5条第2項で定める輸送能力以上となる見込みがなくなったときは当年度及び次年度の当該輸送能力の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

# 中長期計画書

殿

年 月 日

住 所  
 法人名  
 法人番号  
 代表者の役職名  
 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第38条の規定に基づき、次のとおり提出します。

## I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

特定貨物自動車運送事業者等番号		
事業者の名称		
主たる事務所の所在地	〒 電話（            -            -            ）	
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話番号（            -            -            ） メールアドレス	
計画期間	（            ）年度 ～ （            ）年度	<input type="checkbox"/> 計画内容の変更 有り

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
  - 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直近に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

## II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画

### 1. 計画内容

実施する措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期

### 2. その他計画に関する事項及び参考情報

--

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

# 定期報告書

殿

年 月 日

住 所  
法人名  
法人番号  
代表者の役職名  
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第39条の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 特定貨物自動車運送事業者等の名称等

特定貨物自動車運送事業者 等番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒 電話（        -        -        ）
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話番号（        -        -        ） メールアドレス

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 「特定貨物自動車運送事業者等番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。

II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の遵守状況

対象項目	遵守状況		
運転者一人 当たりの一回 の運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置	(1)-① 一の貨物自動車に複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置により、輸送網を集約すること。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(1)-② 荷主、連鎖化事業者、他の貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者と協議を行うことその他の措置により、配送の共同化を行うこと。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(1)-③ 運送の帰路において貨物自動車に貨物を積載することその他の措置により、貨物自動車の走行距離に占める貨物を積載した状態における走行距離の割合を増加させること。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
(1)-④ 配車計画及び運行計画を作成する機能を有する情報処理システムの導入を行うことその他の措置により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		

	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
	(1)-⑤ 輸送する貨物の量に応じた大型の貨物自動車の導入その他の措置により、貨物自動車に積載することができる貨物の重量を増加させること。		
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
実効性の確保	(1)-① 運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の状況並びに貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下「効率化」という。）のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。		
	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	実施状況の詳細	具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(2)-② 必要に応じて荷主に対し、複数の荷主の貨物を積み合わせて運送することその他の措置を実施するために必要な運賃の設定、パレットその他の輸送用器具の利用その他の効率化に資する措置に関する提案をすること。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
実施していない理由			
(2)-③ 物資の流通に係るデータの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）を実施することその他の措置により、多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。			

	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(2)-④ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
実施していない理由			
(2)-⑤ テールゲートリフター（貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトをいう。）の導入、貨物の積卸しのための施設の整備その他の措置を講ずることにより、(1)-①～⑤に規定する措置を講ずることに伴い増加する運転者の負荷の低減に配慮すること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加のための取組を実施することに伴い増加する運転者の負荷の低減への配慮	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
関係法令の規定の遵守	<input type="checkbox"/> 実施している		

備考 各措置における「実施状況の詳細」について、該当する状況にチェックを入れること。

Ⅲ Ⅱの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
運転者一人 当たりの一回 の運送ごとの 貨物の重量の 増加に関する 措置	

備考 特定貨物自動車運送事業者等は、Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

保管量届出書

殿

年 月 日

住 所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第55条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称		
主たる事務所の所在地	〒	
保管量 (年度)	<input type="checkbox"/> 70万トン以上	万トン
備考		

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 2 保管量が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第9条第3項で定める保管量以上である場合には、保管量の欄にチェックを記入すること。また、指定を受ける場合には、可能であれば具体的な台数を記載すること。
  - 3 次年度以降において、保管量が令第9条第3項で定める数値以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

特定倉庫業者指定取消申出書

殿

年 月 日

住 所  
 法人名  
 法人番号  
 代表者の役職名  
 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第55条第3項の規定に基づき、特定倉庫業者の指定の取消しを申し出ます。

1. 特定倉庫業者の概要等

特定倉庫業者の概要	特定倉庫業者番号	
	事業者の名称	
	主たる事務所の所在地	〒
	保管量 ( 年度)	
指定の取消しを申し出る理由		
備考		

## 2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 2 特定倉庫業者の指定の取消しを申し出る場合には、保管量の欄に、最近の 1 年度における当該状況を記入すること。
  - 3 特定倉庫業者の指定の取消しを申し出る場合には、保管量の欄に、最近の 1 年度における当該状況を記入すること。
  - 4 「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、保管量が物資の流通の効率化に関する法律施行令第 9 条第 3 項で定める保管量以上となる見込みがなくなったときは当年度及び次年度の当該保管量の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

# 中長期計画書

殿

年 月 日

住 所  
 法人名  
 法人番号  
 代表者の役職名  
 代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第56条の規定に基づき、次のとおり提出します。

## I 特定倉庫業者の名称等

特定倉庫業者番号		
事業者の名称		
主たる事務所の所在地	〒 電話（            -            -            ）	
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話（            -            -            ） メールアドレス	
計画期間	（            ）年度 ～ （            ）年度	<input type="checkbox"/> 計画内容の変更有り

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 2 「特定倉庫業者番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。
  - 3 「計画期間」の欄について、計画の内容が、直前に提出した計画から変更がある場合は、「計画内容の変更有り」にチェックを入れること。

## II 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画

### 1. 計画内容

実施する措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期

### 2. その他計画に関する事項及び参考情報

--

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

### Ⅲ 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画

#### 1. 計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期

#### 2. その他計画に関する事項及び参考情報

--

備考 2には、1に記入した計画に関連する上位の計画がある場合には、必要に応じ、当該計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、計画に関する参考情報等がある場合には、当該情報等を記入すること。

# 定期報告書

殿

年 月 日

住 所  
法人名  
法人番号  
代表者の役職名  
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第57条の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 特定倉庫業者の名称等

特定倉庫業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒 電話（        -        -        ）
作成担当者 連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話番号（        -        -        ） メールアドレス

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 「特定倉庫業者番号」の欄には、国土交通大臣が付与する番号を記入すること。

## II 運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断基準の遵守状況

対象項目	遵守状況		
運転者の荷待ち時間の短縮に関する措置	(1)-① 停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができる車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないよう、当該場所の状況を把握することその他の措置により、貨物の受渡しを行う日及び時刻又は時間帯を分散させること。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全ての発注で実施している <input type="checkbox"/> 大半の発注で実施している <input type="checkbox"/> 一部の発注で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(1)-② 倉庫業者が管理する施設において到着時刻表示装置を導入し、及びこれを適切に活用することその他の措置により、貨物自動車の到着の日及び時刻を調整すること。		
	各施設における状況の詳細	<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
具体的な措置の内容			
実施していない理由			
運転者の荷役等時間の短縮に関する措置	(1)-③ 荷役等に係る停留場所を拡張すること又は貨物の量に応じて適正に確保することその他の措置により、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること。		
	各施設における状況の詳細	<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(1)-④ 荷役等に先行する貨物の搬出又は荷役等に後続する貨物の搬入の手順に係るマニュアルの整備又は周知その他の措置により、当該搬出又は当該搬入を迅速に実施すること。		
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		

		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
(1)-⑤ 荷役等の効率化を図ること。			
(1)-⑤-1 フォークリフトを適切に配置すること。			
各施設における状況の詳細	<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 該当なし		
(1)-⑤-2 荷役等を行う人員を適切に配置すること。			
各施設における状況の詳細	<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
(1)-⑤-3 発送先の荷主ごとに有償で貨物を仕分けして運転者に引き渡すこと。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全ての発注で実施している <input type="checkbox"/> 大半の発注で実施している <input type="checkbox"/> 一部の発注で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 該当なし		
(1)-⑤-4 荷主から一貫パレチゼーションの実現のためにパレットを使用したい旨の申出があった場合において有償でこれに協力すること。			
各施設における状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 該当なし		
(1)-⑤-5 (1)-⑤-1～4 以外の措置により、荷役等の効率化を図ること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
(1)-⑥ 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> ほぼ全てで実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している		

実効性の確保		<input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 該当なし	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(1)-⑦ 貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査（以下(1)-⑦において「検査」という。）を効率的に実施するための機械を導入することその他の措置により、検査の効率化を図ること。		
	各施設における状況の詳細	<input type="checkbox"/> 90%以上の施設で実施している <input type="checkbox"/> 50%以上90%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 0%超50%未満の施設で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
		実施していない理由	
	(2)-① 効率化のための取組に関する責任者の選任その他の必要な体制の整備を行うこと。		
	実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
		具体的な措置の内容	
	実施していない理由		
(2)-② 従業者に対し、効率化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
(2)-③ 運転者の荷待ち時間等並びに効率化のために実施した取組及びその効果を適切に把握すること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		

		実施していない理由	
(2)-④ 荷主、連鎖化事業者又は貨物自動車運送事業者等に対し、(1)-①～⑦の取組その他の運転者の荷待ち時間等の短縮のための取組に関する提案をすることができる場合にあっては、当該提案をするとともに、これらの者から当該提案を受けた場合にあっては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
(2)-⑤ 物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、物資の流通に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
(2)-⑥ 無人搬送車を導入することその他の措置により、貨物自動車関連事業者の管理する施設における作業の自動化を図ること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		
	実施していない理由		
(2)-⑦ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図ること。その際、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。			
実施状況の詳細	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
	具体的な措置の内容		

		実施して いない理由	
--	--	---------------	--

- 備考
- 1 「具体的な措置の内容」は、補足がある場合の任意記載欄であるが、各号に例示された取組以外の措置を講じている場合は必ずその内容を当該欄に記載すること。
  - 2 「実施していない理由」は、「実施していない」を選択した場合のみ記載すること。なお、各号に例示された取組の一部又は全部を実施しており、かつ、それ以外の措置を実施していない場合においては、「実施していない理由」の欄の記載は任意とする。
  - 3 「到着時刻表示装置」とは、施設における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業者等から提供された当該施設に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置をいう。
  - 4 「一貫パレチゼーション」とは、輸送、荷役又は保管の各段階において同一のパレットを使用することをいう。
  - 5 「無人搬送車」とは、自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両をいう。

Ⅲ Ⅱの他に実施した措置

対象項目	措置の内容
<p>運転者の 荷待ち時間の 短縮に関する 措置</p>	
<p>運転者の 荷役等時間の 短縮に関する 措置</p>	

備考 Ⅱの他に実施した措置がある場合に記入すること。

#### IV 荷待ち時間等の状況等

##### 1 荷待ち時間等の計測対象の選定の詳細について

選定の種類	選定の考え方等について
計測対象施設	自ら管理する施設の数：
計測対象期間	
計測対象運行	

備考 荷待ち時間等の計測について、サンプリングによる計測を行う場合、計測対象の最低値は以下のとおりとし、その選定方法や、計測対象を変更した場合における変更理由を「選定の考え方等について」に記載すること。

- ・対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定倉庫業者自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- ・対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（前年度の実績に照らして、各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）
- ・対象運行：原則として対象施設で計測した全ての運行

##### 2 計測対象施設の一覧

識別	施設の名称	施設の住所	計測手法 (任意)

##### 3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果

識別	1回の運送あたりの荷待ち時間等の平均時間（分）												
	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	荷待ち時間												
	荷役等時間												
	荷待ち時間等												
	荷待ち時間												
	荷役等時間												
	荷待ち時間等												

備考 1 2の「施設の名称」の欄には、1の「選定の考え方等について」において「計測対象施設」の欄にて選定した計測対象施設について、施設の名称を記入すること。なお、欄が足りない場合には、欄の追加を行うこと。

2 2の「計測手法」の欄には以下①～⑤から該当する番号を1つ選択して、記載すること（複数選択可）。

- ①到着時刻表示装置その他のシステム等により計測
  - ②受付簿等により計測
  - ③計測要員による記録により計測
  - ④トラックドライバー等からの情報提供により計測
  - ⑤その他の手法により計測
- 3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の平均時間について、原則としては月別に算出し報告することとするが、報告する期間を選定した場合においては連続して計測した期間ごとに算出して報告すること。算出方法については、「連続して計測した期間における1回の受渡しに係る荷待ち時間等の合計時間（付表に記載の運行分を除く。）」を「連続して計測した期間における計測対象施設での受渡しの回数の合計（付表に記載の運行分を除く。）」で除すること。
- 4 荷待ち時間と荷役等時間を分けて報告する場合は、「荷待ち時間等」の欄には「－」を記入すること。荷待ち時間と荷役等時間を切り分けて把握することが困難な場合は、荷待ち時間等のみを記載し、「荷待ち時間」の欄及び「荷役等時間」の欄には「－」を記入すること。

付表 計測対象のうち荷待ち時間等の報告を省略する施設・運行に関する事業の特性等の詳細

識別	報告省略の理由	安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由

備考 「報告省略の理由」には、以下から該当する理由の番号を記載することとし、②と記載した場合は、「安全性、衛生等の観点で荷役等時間を短縮することが難しい理由」の欄に理由を記載すること。

- ①荷待ち時間等が1時間未満
- ②業界特性等の理由

#### 4 荷待ち時間等の状況に関する参考情報

備考 自らが管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。また、その他荷待ち時間等の状況に関し、参考となる情報を記入すること。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に規定する規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 令和八年度においては、第一条による改正後の国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第十条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、「毎年度七月末日までに」とあるのは、「令和八年十月末日までに」とする。